

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決

河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

弊社では、新しい事業を立ち上げたいと思っています。従業員のA君にその事業を全面的に管理運営させようと思っています。そこで、勤務時間については、本人の裁量にし、管理職手当は、月額3万円にしようと思います。労働時間や管理職手当の支給等を含めて管理職の取り扱いについて、アドバイスをお願いします。

労働者が、管理監督者であるかの判断基準は、ア. 労務管理について、経営者と一体的立場にあるかどうか。イ. 権限や地位が与えられているかどうか。ウ. 労働時間について厳格な制限を受けているかどうか。エ. そのような地位にふさわしい賃金面での処遇がされているかどうか。によります。この判断は、昭和 63 年 3 月 14 日に当時の労働省から発せられた通達です。

その後の裁判例により特に平成 20 年 1 月 28 日の東京地裁の日本マクドナルド事件後、その判断がより具体的になりました。そして、その判断基準は、10 項目に分かれています。

1. 職務内容、責任と権限については、①その店舗等でアルバイト・パート等の採用に関する責任や権限があるかどうか。②解雇について権限の有無③人事考課の制度がある企業について、部下の人事考課に関する事項が職務内容になっているかどうか。④店舗における勤務割表の作成や所定労働外労働の命令を行う責任や権限があるかどうか。

2. 勤務態様については、⑤遅刻早退等により減給の制裁があるかどうか。⑥アルバイト等の不足により自ら長時間労働を余儀なくされているかどうか。⑦部下と同じような勤務態様が労働の大半かどうか。

3. 賃金等の待遇については、⑧基本給、役職手当等の優遇措置が、実際の労働時間を勘案した場合に十分に達成されているかどうか。⑨長時間労働を余儀なくされた結果、時単価に換算して賃金額について、アルバイト等の賃金額に満たないかどうか。⑩年間の賃金総額が一般労働者と比べて同程度以下かどうか。

そこで、御社の事例を考えますと、第 2 の項目の労働時間の④については、問題ないのですが、⑧について、管理職手当の 3 万円では、問題がありと考えられます。その理由は、仮に、午前 10 時から午後 10 時まで働くとして、3 時間の時間外労働があります。1 カ月 20 日間を考えると、 $759 \times 1.25 \times 60 = 56925$ 円となり、管理職手当の 3 万円では、低いといえます。また、採用解雇について事業主に聞きますと、その件は全く考えていないということでした。上記の 10 項目のうちで、一つでも該当する場合には、管理監督者に該当しない可能性が大きいと考えられます。そこで、もしもこの労働条件でことが進むとしますと、日本マクドナルド事件のように名ばかり管理職を作ることになり、世間から非難を浴び、ひいては、会社の存続にもかかわる問題になります。ぜひ、御社におかれましては、労働法の条文や通達を理解して再度労務管理について考えることをお勧めします。更なる企業の繁栄を期待します。